

特別養護老人ホーム稲村ガ崎きしろ給食業務委託公募型プロポーザル競技募集要項

1 業務全体の基本的な概要

- (1) 事業主体
社会福祉法人きしろ社会事業会
- (2) 事業の名称及び所在地
特別養護老人ホーム稲村ガ崎きしろ給食業務委託（鎌倉市稲村ガ崎 4-10-45）
- (3) 委託業務内容
 - ア 食数の管理確認
 - イ 給食材料及び給食業務に必要な各種消耗品の発注、検収、保管並びに在庫管理
 - ウ 調理業務
 - エ 盛り付け
 - オ 配膳・下膳
 - カ 洗浄・消毒
 - キ 検食・保存食
 - ク 残飯・残菜等の厨芥処理
 - ケ 施設・設備の衛生管理
 - コ 施設・調理機器等の管理全般
 - サ 喫食量の調査
 - シ 栄養会議等関係会議の参画
 - ス その他調理業務全般に付帯する業務

※ 詳細は別添「社会福祉法人きしろ社会事業会給食業務委託仕様書」を参照してください。

2 公告

令和3年6月14日（月）

3 委託期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日（ただし、その後双方異議が無い場合は自動更新とする）

4 予定食数

1日当たり 320 食

5 業務引継期間

委託契約締結後から委託業務開始までの間を引継期間とします。なお、業務引継ぎに関する費用は、受託者の負担とします。

6 参加表明書の提出期間及び質問期間

令和3年6月14日（月）～6月25日（金）

7 プレゼンテーション

令和3年6月28日（月）（プレゼンテーション 20分・質疑 20分）

資料は当日持参

8 事務局

社会福祉法人きしろ社会事業会法人本部

担当：内海 三島

〒 248-0021 鎌倉市坂ノ下 31-5

電話番号 0467-22-5539 FAX 0467-25-3922 E-mail h.utsumi@kishiro.or.jp

※問い合わせは、原則、メールでお願いします。なお、表題に「特別養護老人ホーム稲村ガ崎きしろ給食業務委託について」と記載してください。

給食業務委託プロポーザル審査基準

1 審査項目・評価基準

審査項目		評価基準	配点	評価点
給食業務の適切な運営	業務運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・給食業務の運営における指導・助言体制は適切か。 ・入所者の体調の変化に応じた個別対応が適切か。 	10	
	安全・衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に関して、安全面、衛生面の管理に対する施策及び周知の体制が示されているか。 		
人員配置体制	良質な従事者の確保体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施に必要な人員を確保しているか。 ・給食に関連する有資格者、実務経験者を適正に配置しているか。 ・欠員が生じた場合の代替・補充体制は、確実に実施できるようにしているか。 	20	
	従事者の効率的な配置	<ul style="list-style-type: none"> ・給食業務を実施する上で効率的かつ効果的に人員体制を組んでいるか。 		
経営状況及び業務受託実績		<ul style="list-style-type: none"> ・安定的、堅実な経営がされているか。（損益上の欠損や債務超過がないか。） ・過去3年間（平成30年度～令和2年度）において、定員数などが同規模の施設での受託実績があるか。 	10	
バックアップ体制	現場管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部と施設間の連絡及び支援体制は整っているか。 	10	
	非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害、食中毒等の発生時の対応、バックアップ体制は整っているか。 		
稼働引継体制 業務開始に向けた準備スケジュール		<ul style="list-style-type: none"> ・業務開始までの具体的かつ効率的なスケジュール管理ができているか。 	10	
献立作成体制及び利用者サービスの向上		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズを適切に対応した献立を作成する体制や個別メニュー作成への対応が提案されているか。 ・季節ごとの新メニューや行事食についての提案があるか。 ・全体として給食の利用者満足度、喫食率を高めるための食事改善対応策が具体的に提案されているか。 	20	
食材確保体制・地産地消の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・食材の調達及び取引先業者の選定の考え方が市が推奨する地産地消の方針に合致しているか。 	10	
委託料の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の人員配置で、実施可能な積算内容の見積金額となっているか。 ・コスト意識を持った積算となっているか。 	10	

合計点数 _____ 点

2 評価基準

審査基準	評価点	
とても評価できる	10	20
評価できる	8	16
普通	5	10
あまり評価できない	3	6
評価できない	1	2

《選定基準》

合計100点で審査を行い、最高点（審査員合計）の事業者を選定します。

※ 選定結果

提案した事業者に対し、6月29日（火）午後5時までに、選定結果を電子メールにて通知する予定です。

参加表明書

社会福祉法人きしろ社会事業会が実施する「特別養護老人ホーム稲村ガ崎きしろ給食業務委託公募型プロポーザル競技」について参加を希望します。

令和 年 月 日

社会福祉法人きしろ社会事業会
理事長 田尻 充 殿

(参加者) 住	所		
	商号又は名称		
代 表 者	役職名		実印

(作成者) 担当部署	
氏 名	役職名
電 話	
F A X	
E-mail	

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 私（個人の場合）
- 当団体（団体の場合）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。

また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴法人の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為を行う者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
会社名及び代表者名